

【第 6 回 設問】

パチスロ機業界のアルゼ社によるマスコミ向け記者会見における発言が、不正競争防止法 2 条 1 項 1 3 号（現行法 1 4 号）所定の不正競争行為「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当するかが争われた事件（パチスロ機誹謗中傷事件）において、第 1 審判決（東京地裁平成 13 年 8 月 28 日、判時 1775 号 143 頁）と控訴審判決（東京高裁平成 14 年 6 月 26 日、判時 1792 号 115 頁）とでは、結論を異にしている。

どのような観点の違いから異なる結論に至ったのかについて判決文全文にあたって検討しなさい。